

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

条 例

○北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....（議会事務局政策調査課）	1
○市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例.....（議会事務局政策調査課）	1

条 例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「110人」を「106人」に改める。

第2条中「歌志内市の区域」の次に「、深川市の区域」を、「士別市の区域」の次に「、富良野市の区域」を、「上川支庁所管区域と」の次に「いい、石狩市の区域及び石狩支庁所管区域を合わせて一選挙区とし、これを石狩市・石狩支庁所管区域と」を加える。

別表中	「 石狩支庁所管区域	1人
	渡島支庁所管区域	4人

を「 渡島支庁所管区域」に、

3人

5人

4人

4人

3人

1人
1人
1人

1人

1人

2人
1人

「 深川市
富良野市
登別市

「 登別市

「 石狩市

「 石狩市・石狩支庁所管区域
北斗市

に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年9月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例

市町村の合併に伴う北海道議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成16年北海道条例第97号)は、廃止する。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。
